

諮問庁：資源エネルギー庁長官

諮問日：令和8年2月19日（令和8年（行情）諮問第210号）

答申日：令和8年10月21日（令和8年度（行情）答申第677号）

事件名：「ALPS説明実績」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「ALPS説明実績」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年9月16日付け20250904公開資第1号により資源エネルギー庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

原処分の不開示理由は不当です。以下にその理由を記します。

ア 関係機関名、または個人名を公表しなければ、ここでいうおそれは生じない。

日時と開催場所、参加人数を公表することは法5条5号及び6号に該当しない。日時と開催場所、参加人数は公表すべきである。

イ 審査請求人の開示請求から原処分まで1年が経過している。またALPS処理水の海洋放出は2023年に開始されており、既に2年以上が経過しているため、発言者に不当な圧力がかかるおそれは生じない。

開示された説明年月日や開催場所、人数によって、開催団体や個人を特定することは不可能である。

ウ 情報開示できないと判断するような内容の説明会を、政府の行政機関が実施すること自体が間違いである。

エ 以上の理由からすべてを開示すべきである。

（2）意見書

復興庁、経済産業省は令和3年12月から廃炉・汚染水・処理水対策

チームが徹底した情報公開と高頻度の情報提供を謳って、情報提供のための説明会を行ったとしていますが、対象者は農林漁業者等の生産者や加工・流通・小売の各段階の事業者のみであって、東京電力福島第一原発事故被害者であり消費者でもある福島県の市民に対する説明会は一切計画されていませんでした。

市民が説明会を依頼した場合、資源エネルギー庁は説明会の会場費などの経費負担を申し入れても一切負担せず、市民が常に経費を負担していました。同じ国民として平等な対応ではありませんでした。

その説明会で資源エネルギー庁の担当者は、全国で説明会を1000回開いたと発言しましたが、復興庁、経済産業省の廃炉・汚染水・処理水対策チームの資料を調べても、1000回には達していません。そのため説明会の回数の根拠を知りたくて情報公開請求を行いました。

資源エネルギー庁は国民が納めた税金によって説明会を行っていることから、その活動を公開する義務があります。資源エネルギー庁はALPS処理水に関する説明会を全国で1000回行ったとしていますが、そのすべての説明会を公開していません。その回数が正しいものかどうか情報が公開されなければ確認することはできません。国民には国が行った活動に対して情報公開を要求する権利があります。以下のような方法で公開することを求めているので、関係団体や個人が不利益を被ることはありません。

ア 関係機関名、または個人名を公表しなければ、ここでいうおそれは生じない。

日時と開催場所、参加人数を公表することは法5条5号及び6号に該当しない。日時と開催場所、参加人数は公表すべきである。

イ 審査請求人の開示請求から原処分まで1年が経過している。またALPS処理水の海洋放出は2023年に開始されており、既に2年以上が経過しているため、発言者に不当な圧力がかかるおそれは生じない。

開示された説明年月日や開催場所、人数によって、開催団体や個人を特定することは不可能である。

ウ 情報開示できないと判断するような内容の説明会を、政府の行政機関が実施すること自体が間違いである。

以上の理由からすべてを開示すべきです。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

- (1) 審査請求人は、令和6年9月13日付けで、法4条1項の規定に基づき、処分庁に対し、「政府がALPS処理水の海洋放出を決定した2021年4月から2024年9月12日まで、貴庁が実施した海洋放出の

説明会について、開催日時、開催場所、参加人数などがわかる文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は、同月 17 日付けでこれを受け付けた。

- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、法 11 条の規定に基づき開示決定等の期限の特例を適用して、開示請求があった日から 60 日以内に開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき開示決定を行い、残りの部分について、対象となる行政文書（本件対象文書）を特定し、令和 7 年 9 月 16 日付け 20250904 公開資第 1 号をもって、下記 2 のとおり、法 5 条 5 号及び 6 号に該当する部分を除いて開示する決定（原処分）を行った。
- (3) 原処分に対し、開示請求者である審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）4 条 1 号の規定に基づき、令和 7 年 12 月 1 日付けで、諮問庁に対し、原処分で法 5 条 5 号及び 6 号に該当するため不開示とした部分を開示することを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 本件審査請求を受け、諮問庁において、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したところ、本件審査請求には理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件対象文書のうち、法 5 条 5 号及び 6 号に該当する部分を不開示とし、その他の部分を開示する原処分を行った。

原処分において、不開示とした部分とその理由は、以下のとおりである。

本件対象文書中、一覧表の各欄の名称及び既に公になっている情報（説明先の名称、説明実施年月日、説明者の氏名及び役職の一部）を除いた部分は、国が関係団体又は個人等へ ALPS 処理水に関する説明等を実施した実績に係る情報がまとめられており、その全体が公開を前提としない国と関係団体又は個人間における検討段階の未確定情報を含む調整過程の未成熟な情報であって、公にすることにより、発言者が不当に圧力をかけられ、発言を控えるようになる等、今後の資源エネルギー庁との率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあること及び、今後、資源エネルギー庁と意見交換をしようとする者が、その発言が公になることをおそれるあまり、情報提供をためらう等のおそれがあり、その結果、資源エネルギー庁の事務又は事業に関係する様々な者から適時に幅広く情報収集を行うことが困難となり、その事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法 5 条 5 号及び 6 号に該当するため、不開示とした。

3 審査請求人の主張についての検討

- (1) 審査請求人は、不開示部分を開示することを求めているので、以下、不開示部分の法5条5号及び6号の該当性について、具体的に検討する。
- (2) 令和3年4月13日、第5回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議において、ALPS処理水海洋放出の決定が行われた。その際、理解醸成については「政府は、決して風評影響を生じさせないとの強い決意の下、政府の『原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース』等の枠組みを通じ、国内外に向けた取組を一層強化・拡充する。その際、ALPS処理水の安全性等について、科学的な根拠に基づく情報を分かりやすく発信することや、双方向のコミュニケーションを行うこと等を通じ、国内の消費者等や風評影響を受け得る様々な事業者の理解を深める取組を徹底する。」としたことから、基本方針を踏まえて政府は地元関係者等への説明及び意見交換を実施してきたところ。

本件対象文書は、政府による地元関係者等へのALPS処理水に関する説明及び地元関係者等の率直な意見が記載されており、文書の内容全体が、政府及び地元関係者等においても公開を前提としない場における率直な意見交換を記した内容が含まれている他、ALPS処理水海洋放出への理解醸成に向けた国と関係団体又は個人間における検討段階の未確定情報を含む調整過程の未成熟な情報でもある。

そのため、当該文書を公にすることにより、発言者が他の地元関係者等から不当に圧力をかけられ、発言を控えるようになる等、今後の資源エネルギー庁との率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、かつ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

加えて、当該文書が公開された場合、今後、資源エネルギー庁と意見交換をしようとする者がその発言が公になることをおそれる余り、情報提供をためらうことから、資源エネルギー庁の事務又は事業に関係する様々な者から適時に幅広く情報収集を行うことが困難となり、その事務又は事業の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがある。

なお、本件と同種の審査請求に対する答申（令和6年度（行情）答申第714号ないし同第716号）にて、本件に係る不開示部分と同種の情報につき、不開示の相当性が認められており、また、同答申にて開示すべきと指摘されている公表情報（説明を実施した事実が公表されているもの）については、公表が確認できた範囲にて開示している。

- (3) 以上のことから、不開示部分は法5条5号及び6号の不開示情報に該当すると認められるため、原処分は妥当である。

4 結論

以上により、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和8年2月19日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年3月9日 | 審議 |
| ④ 同年4月6日 | 審査請求人から意見書を収受 |
| ⑤ 同年10月14日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の一部につき、法5条5号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、一覧表形式の文書であり、説明実施年月日、説明を受けた者又は説明会等（以下「説明先」という。）の名称、分類、説明者の氏名及び役職並びに説明結果の概要が記載されていると認められる。また、原処分においては、一覧表の先頭行、別紙に掲げる説明先の名称及び説明実施年月日並びに説明者の氏名及び役職の一部が開示されており、その余の部分は不開示とされていることが認められる。
- (2) 当審査会事務局職員をして不開示部分に記載された情報の公表状況を確認させたところ、説明を実施した事実が公表されているとは認められない。そうすると、本件対象文書には、公開を前提としない場における率直な意見交換を記した内容が含まれており、不開示部分を公にすると、今後、資源エネルギー庁と意見交換をしようとする者がその発言が公になることを恐れるあまり、情報提供をためらうことから、資源エネルギー庁の事務又は事業に関係する様々な者から適時に幅広く情報収集を行うことが困難となるとする上記第3の3（2）の諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、不開示部分を公にすると、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙（原処分において開示された説明先）

- ・ 2021年4月13日の資源エネルギー庁長官を説明者とする国際機関に対する説明
- ・ 2021年4月14日の経済産業大臣を説明者とする国際機関に対する説明
- ・ 2021年4月18日の経済産業省主催の説明会等における説明
- ・ 2021年5月11日の宮城県主催の説明会等における説明
- ・ 2021年6月14日の教育機関に対する説明
- ・ 2021年7月26日の教育機関に対する説明
- ・ 2021年7月28日の福島県主催の説明会等における説明
- ・ 2021年7月31日の教育機関に対する説明
- ・ 2021年9月9日の教育機関に対する説明
- ・ 2021年9月15日の教育機関に対する説明
- ・ 2021年9月18日の宮城県主催の説明会等における説明
- ・ 2021年10月19日の福島県主催の説明会等における説明
- ・ 2021年10月21日の教育機関に対する説明
- ・ 2021年11月20日の福島県主催の説明会等における説明
- ・ 2021年12月21日の教育機関に対する説明
- ・ 2021年12月23日の教育機関に対する説明
- ・ 2022年1月5日の教育機関に対する説明
- ・ 2022年1月22日の教育機関に対する説明
- ・ 2022年3月24日の福島県主催の説明会等における説明
- ・ 2022年3月29日の宮城県主催の説明会等における説明
- ・ 2022年5月24日の福島県主催の説明会等における説明
- ・ 2022年6月21日の教育機関に対する説明
- ・ 2022年7月20日の教育機関に対する説明
- ・ 2022年7月25日の教育機関に対する説明
- ・ 2022年8月2日の教育機関に対する説明
- ・ 2022年8月8日の教育機関に対する説明
- ・ 2022年9月2日の福島県主催の説明会等における説明
- ・ 2022年9月17日の宮城県主催の説明会等における説明
- ・ 2022年10月14日の教育機関に対する説明
- ・ 2022年10月20日の教育機関に対する説明
- ・ 2022年10月21日の教育機関に対する説明
- ・ 2022年10月25日の経済産業省主催の説明会等における説明
- ・ 2022年10月30日の経済産業省主催の説明会等における説明
- ・ 2022年12月2日の福島県主催の説明会等における説明
- ・ 2022年12月17日の復興庁主催の説明会等における説明

- ・ 2023年1月5日の教育機関に対する説明
- ・ 2023年2月11日の宮城県主催の説明会等における説明
- ・ 2023年3月3日の報道機関に対する説明
- ・ 2023年4月24日の経済産業省主催の説明会等における説明
- ・ 2023年6月13日の福島県主催の説明会等における説明
- ・ 2023年10月6日の宮城県主催の説明会等における説明
- ・ 2024年1月30日の福島県主催の説明会等における説明